

若年消費者教育推進支援事業実施要領

(目的)

第1条 成年年齢の引下げを踏まえ、若者の消費者被害の未然防止とともに、真に自立した消費者を育むための消費者教育の重要性が高まっていることから、学校における実践的な消費者教育の取組を支援することにより、その充実を図ることを目的とする。

(支援対象)

第2条 この事業は、県内の以下の学校（以下「支援対象校」という。）が行う「実践的授業」（※）を対象とする。

- (1) 学校教育法第1条に定める高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）及び高等専門学校
- (2) 専修学校（高等課程）
- (3) 学校教育法第1条に定める小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（小学部・中学部）

※ 実践的授業とは、若者に対して、契約に関する基本的な考え方や契約に伴う責任、契約や取引のルール等の知識を身に付けさせるとともに、消費生活センターの役割・機能等について理解させることを通じて、自立した消費者を育成することを目的とした授業を言う。

(支援内容)

第3条 支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 支援対象校が開催する「実践的授業」（教科・総合学習・集会等）への講師派遣
- (2) 前項で使用する教材の提供

(講座内容)

第4条 講座は、次の内容で実施する。

- (1) 契約に関する基礎知識
- (2) 消費者トラブルと対処法
- (3) 金融教育（クレジットカード、多重債務等）
- (4) 消費者被害・事故を回避する能力
- (5) 消費生活センターの概要
- (6) 持続可能な消費の実践（エシカル消費）、消費者市民社会の概念 など

(講師派遣申込)

第5条 「実践的授業」への講師派遣を希望する支援対象校は、原則として開催予定日の50日前までに、県民文化局県民生活部県民生活課長（以下「県民生活課長」という）に「若年消費者教育（実践的授業）に係る講師派遣申込書」（様式第1）を提出するものとする。

(講師派遣申込基準)

第6条 前条の申込をする場合は、申込をする者（以下「申込者」という。）の負担により開催場所を確保すること。

(講師依頼)

第7条 県民生活課長は、若年消費者教育(実践的授業)講師依頼書（様式第2）により講師を依頼するものとする。

(決定通知)

第8条 県民生活課長は、「実践的授業」への講師派遣を決定したときは、決定通知書（様式第3）を申込者に交付するものとする。

(変更等の申出)

第9条 申込者は、申込書を提出した後、「実践的授業」の内容の変更又は中止を要する事情が生じたときは、遅滞なく県民生活課長に申し出なければならない。

(報告書の提出)

第10条 申込者は、「実践的授業」が終了したときは、速やかに報告書（様式第4）を県民生活課長に提出しなければならない。

(講師謝金及び旅費)

第11条 講師に係る謝金及び旅費は、原則として予算の範囲内において県の負担とする。

(その他)

第12条 第2条（3）の支援対象校が開催する「実践的授業」への講師派遣のうち、「愛知県と愛知県金融広報委員会との連携・協定に関する協定」に基づき実施するものについては、第5条～第11条の取扱いを別に定める。

附 則

この要領は、令和元年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年1月10日から施行する。